

●必要書類

低未利用土地等であることの確認

<input type="checkbox"/>	低未利用土地等確認申請書 (別記様式①-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地とその上物の取引額の合計が500万円(用途地域が定められた区域等においては800万円)以下であること。 ・令和2年7月1日から令和7年12月31日までに譲渡したものであること。 	
<input type="checkbox"/>	委任状(任意様式)	※代理人が申請する場合のみ必要です。	
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し	・都市計画区域内であること。	
<input type="checkbox"/>	以下のいずれか一つ		
	<input type="checkbox"/>	空き地・空き家バンクを登録したときの審査結果通知書	
	<input type="checkbox"/>	宅地建物取引業者が「現況更地」「空き家」「空き店舗」である旨を表示した広告	【例】 宅地建物取引業者の広告チラシやホームページを印刷したもの ・宅地建物取引業者による公告が行われているものに限ります。
	<input type="checkbox"/>	電気、水道またはガスの使用中中止日が確認できる書類	【例】 使用中止時の検針票や領収証(使用中止日が確認できるもの) ・使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること。
<input type="checkbox"/>	(上記のいずれも提出できない場合)要件を満たすことを容易に認めることができる書類	【例】 別記様式①-2、またはその他要件を満たすことを容易に認めることができる書類(売買前の現地状況のわかる写真等) ・聞き取りや現地調査を行うことがあります。	

譲渡後の利用についての確認

<input type="checkbox"/>	以下のいずれか一つ		
	<input type="checkbox"/>	別記様式②-1	・宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合
	<input type="checkbox"/>	別記様式②-2	・宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合
	<input type="checkbox"/>	(上記のいずれも提出できない場合)別記様式③	・宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合

その他の要件の確認

<input type="checkbox"/>	申請のあった土地等に係る登記事項証明書	・売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えるものであること。
--------------------------	---------------------	---